別紙１

**地場産品基準について（令和７年６月時点）**

　矢巾町ふるさと納税返礼品としてポータルサイト内に掲載できる商品は、総務省が定める地場産品基準のいずれかに適合している必要があります。別紙 矢巾町ふるさと納税返礼品提案書のご記入の際に、事前に下記要件に適合しているかご確認ください。

　また、総務省の通知により、地場産品基準の内容が変更となる場合がございます。何卒ご了承ください。

**＜１号＞矢巾町内において、生産されたもの。**

【認められると考えられる例】

・矢巾町内で栽培されたお米

・矢巾町内で栽培されたリンゴ

・矢巾町内で肥育された牛からとれた牛肉切り落とし

**＜２号＞矢巾町内において、返礼品等の主要な部分が生産されたもの。**

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

【認められると考えられる例】

・矢巾町内で生産された牛乳や果物を100%使用して、矢巾町外で製造されたジェラート

・矢巾町内で生産された酒米を100%使用して、矢巾町外において醸造した地酒

・矢巾町内の事業者が100%町内で栽培したリンゴを使用して、矢巾町外の工場で加工したリンゴジュース

・ 原材料の柑橘のうち９割以上に矢巾町内で生産された柑橘を使用したジュース

【認められないと考えられる例】

・製造に用いる牛乳のうち矢巾町内で生産された牛乳を約１割使用した、矢巾町外製造のアイスクリーム

・矢巾町内で生産された醤油・ポン酢を使用した、矢巾町外で加工されたもつ鍋・ 水炊き

・スチール缶の原材料となる鉄を矢巾町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

**＜３号＞矢巾町内において、返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。また、当該工程は食肉の熟成又は、玄米の精白である場合、岩手県内において生産されたものを原材料とするものに限る。**

　当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、以下のとおり列挙していること等を踏まえることで判断します。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作

・単なる切断

・選別

・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること

・改装

・仕分け

・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること

・単なる混合

・単なる部分品の組立て及びセットにすること

【認められると考えられる例】

・矢巾町内の事業者が矢巾町外で生産された原材料を使用し、矢巾町内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの

・矢巾町外で生産された豚肉を、矢巾町内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品・矢巾町外で生産された原材料を用いて、矢巾町内の醸造所において醸造した酒

・矢巾町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を矢巾町内において矢巾町内事業者が施した工芸品

【認められないと考えられる例】

・海外で生産し、矢巾町内事業者が検品を行っているラジオ

・矢巾町外で生産されているが矢巾町内の茶商が監修しているペットボトルのお茶

・矢巾町内事業者がパッケージしている矢巾町外で生産されたフルーツ

・矢巾町外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの

・矢巾町外から調達したブロック肉を、矢巾町内で単なる切断・パック詰めした精肉

・矢巾町内での工程が、枝肉の切断である精肉

・県外で生産した玄米を矢巾町内で精白した精米

**＜４号＞矢巾町内に於いて生産されたものであって、近隣の他の市区町村の矢巾町内において生産されたものと混在したもの。**

**※流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。**

矢巾町から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

【認められると考えられる例】

・矢巾町を含む複数の市町村の矢巾町を管轄するJAに矢巾町内で生産された米を出荷して、当該JAが矢巾町外で生産された米とブレンドし「○○米」として出荷されたもの。

・矢巾町内で生産後、複数の市区町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

・矢巾町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通 構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

【認められないと考えられる例】

・矢巾町内で生産されたものと矢巾町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

**＜５号＞矢巾町の広報の目的で生産された、矢巾町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの。**

返礼品等自体が市区町村の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後○○の町として売り出そうとしていること、矢巾町の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、矢巾町内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

【認められると考えられる例】

・矢巾町のゆるキャラグッズ

・矢巾町をPRするためのオリジナルのポストカード

・矢巾町をホームとするスポーツチームの応援グッズ

【認められないと考えられる例】

・矢巾町内で創業した事業者が矢巾町外で生産する即席麺

・矢巾町の出身者であるパティシエが矢巾町外で製造する洋菓子

・包装紙に矢巾町と記載されているだけのもの。

・矢巾町外で製造している電子機器類の待受け画面に、矢巾町の名称やゆるキャラ等を表示させたもの

・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと矢巾町がコラボレーションしたロゴを印字した矢巾町外で製造するアウトドアグッズ

・ゴルフによる町おこしの一環として、矢巾町外で製造されたゴルフ用品に矢巾町のキャッチコピーを印字したもの

・矢巾町のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

**＜６号＞前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上であること。**

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、７割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断する。

【認められると考えられる例】

・矢巾町内で製造されたそばと矢巾町外で製造されたそばつゆのセット

・矢巾町内で製造された曲げわっぱの弁当箱と矢巾町外で製造された弁当箱の収納袋のセット

【認められないと考えられる例】

・矢巾町外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子をセットにしたもの

・矢巾町外で製造されたビールと矢巾町内で生産されたタオルをセットにしたもの

・海外製のタブレット端末に矢巾町内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの

・矢巾町内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの

・矢巾町内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

**＜７号＞矢巾町内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が矢巾町に相当程度関連性のあるもの。**

社会通念上、矢巾町外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、各地方団体の矢巾町内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しません。

【認められると考えられる例】

・矢巾町内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス

【認められないと考えられる例】

・矢巾町内にある全国的に展開している飲食店における飲食

・矢巾町内にある全国的に展開している美容施設での施術

・矢巾町内を訪れず利用することができる宅配クリーニング